

本件は夙に海員間の問題となり既に明治三十年頃若干の會員より之を伊藤總理大臣に建議したることありたるが其の實行困難なる點よりして其儘となり居たるが千九百十八年英國に於ては船員の爲に特別投票法を制定し、續て諸威、米國諸州等之に倣ふに至りたるを以て本會も愈々其の運動を開始し大正八年二月先づ當局に議會に對して最初の請願を爲し、爾來連年議會に政府及び各派政黨に對して運動を繼續したるが先づ國民黨の諒解を得次で憲政會、政友會幹部も其の趣旨に賛成するに至りたるも未だ適當の成案を得ざりしを以て大正九年末、京都帝國大學法科大學教授佐藤壯次郎氏に乞うて具體方法たる法律案に該理由書を作成し之に依り大正十年第四十四議會に際しては國民黨並に無所属議員の賛成を以て衆議院に建議案を提出するに至りたり。大正十一年第四十五議會に際しては漸く政友會の賛成を得政友、憲政、國民の三派合同にて建議案提出せられ滿場一致其の通過を見たり。本件に關し特に盡力せられたる代議士諸氏は政友會の牧野良三、松田源治、憲政會下岡忠治、正木照三、野田文一郎、國民黨犬養毅、植原悦二郎、砂田重政の諸氏なり。又貴族院方面に於ては服部一三氏、

勝田銀次郎氏等の賛成に依り連年請願を提出しつゝありたるが大正十二年漸く之が採擷を見たり。

大正十二年二月藤村專務理事は植崎、太田の二理事と共に本件促進の爲め上京し牧野代議士立會の下に内務大臣に面會し遂に政府に於て之を調査立案すべきことの確答を得たり。

第二組 組織

本會は民法第三十四條に依り設立したる公益社團法人なり。

海技免狀受有者たる高級船員にして會員の紹介に依り理事會の承認を経て入會したる者を以て正會員とし、海技免狀を受有せざる者は賛助會員として入會することを得、此外名譽會員並に特別會員を置く。

本會の維持に必要な經費は積立金其他の資産収益、正會員及び賛助會員より納付する會費、有志の寄附金其他に依り支辨す。